

# 第132期定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2019年6月26日（水曜日）午前10時

## 開催場所

大津市浜町1番38号 当行本店2階ホール

[末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。]

## 目次

第132期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
添付書類	
第132期事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35



株式会社 **滋賀銀行**

証券コード：8366

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号

株式会社 **滋賀銀行**

取締役頭取 高橋 祥二郎

## 第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

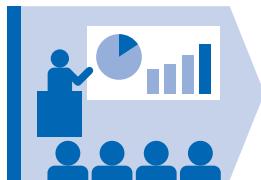
なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大津市浜町1番38号  
当行本店2階ホール  
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第132期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第132期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役10名選任の件

## 議決権の行使についてのご案内



### 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2019年6月26日（水曜日）午前10時



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2019年6月25日（火曜日）午後5時到着分まで



### 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2019年6月25日（火曜日）午後5時まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。▶▶▶

- (1) 書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使の内容を有効といたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以上

1. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
2. 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shigagin.com/investor/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
  - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shigagin.com/investor/>) においてお知らせさせていただきます。
4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただけますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、**当行の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

### 議決権行使期限

2019年6月25日(火曜日)午後5時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

### QRコードを読み取る方法



#### スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

議決権行使書		議案	議案に対する賛否		〇〇〇〇株
株式会社〇〇〇〇 御中		第1号	賛	否	〇〇〇〇個
株主総会日	議決権の数	第2号	賛	否	
〇年〇月〇日	〇〇〇〇個				

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード



ログインID  
仮パスワード

議決権行使書用紙の副票(右側)

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

- 2回目以降のログインの場合
- スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合

次頁へ

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の  
皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法



## パソコン、2回目以降等のスマートフォンの場合

## 1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先  
三菱UFJ信託銀行  
証券代行部  
株主総会に関する  
お手続きサイトへようこそ

「次の画面へ」をクリック

## 2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。  
(※新区切りで入力してください)

ログインID  (半角)

パスワード  
または仮パスワード  (半角) **ログイン**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。 **パスワード変更**

入力して「ログイン」をクリック

## 3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」  
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力  
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

現在のパスワード  (半角)

新しいパスワード  (半角)

新しいパスワード(確認用)  (半角) **送信**

8文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の3種類を含めて、半角で入力してください。  
利用可能な記号は「!#\$%&'()\*+,-./:;<=>@{}~」です。

「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。



## 携帯電話の場合

## 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

## 【ご注意事項】

・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、**2019年6月25日(火曜日)の午後5時**まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの配当を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を図るため、当期の業績等を勘案し、普通配当17円50銭に特別配当5円を加え1株につき22円50銭とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 22円50銭

総額 1,150,550,303円

(ご参考) 当行は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。2018年9月30日を基準日とした中間配当(1株につき4円)を株式併合実施後の株式数をもとに換算すると1株当たり20円となりますので、当期の年間配当は1株当たり42円50銭に相当いたします。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 12,100,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 12,100,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	だい どう よし お 大 道 良 夫 再任	取締役会長
2	たか はし しょう じろう 高 橋 祥二郎 再任	取締役頭取
3	いま い えつ お 今 井 悦 夫 再任	専務取締役
4	おお の やす なが 大 野 恭 永 再任	常務取締役
5	にし もと ひろ 西 基 宏 再任	常務取締役 京都支店長
6	さい とう たか ひろ 西 藤 崇 浩 再任	常務取締役
7	く ぼ た しん や 久保田 真 也 再任	常務取締役
8	ほり うち かつ よし 堀 内 勝 美 新任	執行役員 営業統轄部長
9	やす い はじめ 安 井 肇 再任 社外	取締役
10	たけ うち み な こ 竹 内 美奈子 新任 社外	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
1	<p>再任</p> <p>だい どう よし お 大道良夫 (1948年8月10日生)</p>	<p>1972年4月 当行入行</p> <p>2001年6月 同 取締役審査部長</p> <p>2002年6月 同 取締役営業統轄部長</p> <p>2003年6月 同 常務取締役営業統轄部長</p> <p>2004年6月 同 常務取締役</p> <p>2006年4月 同 専務取締役</p> <p>2007年6月 同 取締役副頭取</p> <p>2008年6月 同 取締役頭取</p> <p>2016年4月 同 取締役会長 (現任)</p>	20,300株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、営業統轄部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者としたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>たか はし しょう じろう 高橋祥二郎 (1956年8月20日生)</p>	<p>1979年4月 当行入行</p> <p>2006年6月 同 営業統轄部長</p> <p>2008年6月 同 取締役営業統轄部長</p> <p>2009年6月 同 取締役京都支店長</p> <p>2011年6月 同 常務取締役</p> <p>2014年6月 同 専務取締役</p> <p>2015年6月 同 取締役副頭取</p> <p>2016年4月 同 取締役頭取 (現任) 監査部担当</p>	11,720株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において営業統轄部門、経営企画部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
3	再任 いま い えつ お 今井悦夫 (1956年9月20日生)	1979年4月 当行入行 2006年6月 同 草津支店長 2009年6月 同 取締役審査部長 2011年6月 同 取締役京都支店長 2013年6月 同 常務取締役 2016年6月 同 専務取締役（現任） 審査部、業務統轄部担当	3,810株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、業務統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といいたしました。</p>		
4	再任 おお の やす なが 大野恭永 (1961年1月28日生)	1983年4月 当行入行 2009年6月 同 総合企画部長 2011年6月 同 彦根支店長 2013年6月 同 営業統轄部長 2014年6月 同 取締役営業統轄部長 2015年6月 同 常務取締役（現任） 経営管理部、人事部担当	3,220株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、営業統轄部門、経営管理部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といいたしました。</p>		
5	再任 にし もと ひろ 西基宏 (1959年5月2日生)	1982年4月 当行入行 2009年6月 同 水口支店長 2011年6月 同 営業統轄部長 2013年6月 同 取締役大阪支店長 2016年4月 同 取締役京都支店長 2016年6月 同 常務取締役京都支店長（現任）	2,400株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において営業統轄部門に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
6	<p><b>再任</b></p> <p>さいとう たかひろ 西藤 崇浩 (1961年2月16日生)</p>	<p>1983年4月 当行入行</p> <p>2011年6月 同 草津支店長</p> <p>2014年2月 同 審査部長</p> <p>2014年6月 同 取締役審査部長</p> <p>2017年6月 同 常務取締役(現任) 営業統轄部、システム部担当</p>	3,600株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、営業統轄部門、システム部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者としたしました。</p>		
7	<p><b>再任</b></p> <p>くぼた しんや 久保田 真也 (1962年12月2日生)</p>	<p>1986年4月 当行入行</p> <p>2013年4月 同 守山支店長</p> <p>2015年6月 同 総合企画部長</p> <p>2017年6月 同 取締役総合企画部長</p> <p>2018年6月 同 常務取締役(現任) 総合企画部、総務部担当</p>	4,600株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者としたしました。</p>		
8	<p><b>新任</b></p> <p>ほりうち かつよし 堀内 勝美 (1964年8月6日生)</p>	<p>1987年4月 当行入行</p> <p>2011年6月 同 愛知川支店長</p> <p>2014年6月 同 経営管理部長</p> <p>2017年6月 同 執行役員営業統轄部長(現任)</p>	2,000株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店での支店長経験に加え、本部において経営管理部門、営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者としたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
9	<p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p>やす い はじめ 安井 肇 (1952年8月4日生)</p>	<p>1975年4月 日本銀行入行</p> <p>2003年3月 同 退職</p> <p>2003年4月 中央青山監査法人ディレクター</p> <p>2006年7月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）ディレクター</p> <p>2008年4月 同 あらた基礎研究所長</p> <p>2014年1月 株式会社安井アソシエイツ代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年6月 当行 社外監査役</p> <p>2014年7月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）顧問</p> <p>2014年7月 ジャパン・ビジネス・アシユアランス株式会社顧問</p> <p>2017年6月 当行社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社安井アソシエイツ代表取締役社長</p>	0株
	<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>日本銀行及び監査法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を有している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といいたしました。</p>		
10	<p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p>たけ うち みなこ 竹内 美奈子 (1961年1月17日生)</p>	<p>1983年4月 日本電気株式会社入社</p> <p>2002年12月 同 退職</p> <p>2003年1月 スタントンチェイスインターナショナル株式会社入社</p> <p>2007年4月 同 エグゼクティブパートナー兼代表取締役副社長</p> <p>2013年8月 株式会社TM Future代表取締役（現任）</p> <p>2015年9月 一般社団法人（現公益社団法人）ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社TM Future代表取締役</p>	0株
	<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といいたしました。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安井肇氏及び竹内美奈子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は安井肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、竹内美奈子氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 安井肇氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は当行の社外取締役就任前3年間において、当行の社外監査役でありました。
4. 社外取締役との責任限定契約については以下のとおりであります。
- 当行は、定款において社外取締役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当行は安井肇氏との間で、責任限定契約を締結しております。
- 本議案において安井肇氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、本議案において竹内美奈子氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

#### 【ご参考】 独立性判断基準

社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- ①当行グループ会社の業務執行者
- ②当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ④最近において前記①から③までに該当していた者
- ⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

以上

(添付書類)

## 第132期 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### (主要な事業内容)

当行グループは、当行ならびに子会社の計10社で構成され、滋賀県を中心に本店ほか、支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営んでおります。

##### (金融経済環境)

当年度における我が国経済は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられるものの、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和政策の効果により、企業収益や業況感が総じて良好な水準を維持し、雇用・所得環境が着実に改善するなど緩やかに拡大いたしました。しかしながら、米国の経済政策運営に対する不透明感の高まりや新興国・資源国経済の動向、英国のEU離脱交渉の混迷など、本格的な景気回復に向けては懸念材料が残る状況となりました。

滋賀県内では、企業の生産活動は海外経済の減速の影響から弱含みの推移となっており、需要面で一部堅調な動きがみられるものの、全体的に伸び悩んでおります。県内景気は全体的に緩やかな回復基調にあるものの、当面は横ばいで推移すると考えられます。

##### (事業の経過及び成果)

当行は、昨年10月に創立85周年を迎えることができました。これも、ひとえに皆さまのご支援の賜物と先ずもって深く感謝申し上げます。

2016年4月よりスタートさせた第6次中期経営計画（名称：「チェンジ&チャレンジ」）において、当行の長期的に目指すべき姿を「未来創造銀行『The・ちぎん』」とし、基本戦略に掲げた「3つのチェンジ」と「5つの挑戦」に取り組んでまいりました。

##### <個人のお客さま向けの取り組み>

当行は、お客さまの資産形成に寄与することを目的に「お客さま本位の業務運営にかかるとの方針」を掲げ、お客さまのライフステージ等に合わせた適切な金融商品・サービスの提供に努めております。

お客さまの多様な資産運用ニーズにお応えするため、商品ラインナップの拡充と見直しを随時行っております。お客さまの資産形成のサポートに向け、長期・積立・分散投資の取り組みとして「iDeCo（個人型確定拠出年金）」や「つみたてNISA」の普及に努めました。

また、本年3月よりスマホアプリ「滋賀銀行デジタル通帳」と口座開設機能の付いた「滋賀銀行アプリ」の提供を開始し、時間や場所を選ばず、口座残高の確認や口座開設申込が可能となりました。

今後も、さらなるお客さまの利便性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

### <法人・事業者のお客さま向けの取り組み>

当行は企業のライフステージに応じた最適なソリューションを提供しております。

お取引先さまの語られる「夢」にしっかり耳を傾け、コンサルティングを通じて販路開拓や人材確保、生産性向上などの様々な経営課題を解決し、お取引先さまのさらなる発展をサポートいたしました。

特に経営者の高齢化と後継者不在は大きな課題であり、事業承継対策・M&Aを通じて円滑な事業承継をサポートしてまいりました。

また、ニュービジネスの種をまき、芽を育て、花を咲かせるために、「サタデー起業塾」によりビジネスヒントを提供し、「しがぎん野の花賞」を通じたビジネスプラン策定やブラッシュアップをサポートいたしました。

この他「ニュービジネスサポート資金（SDGsプラン）」や「クラウドファンディング」、「SDGs私募債」等の多様な金融手法でお取引先の新商品・サービス提供への取り組みや持続可能な成長、社会貢献を、さらに「エコビジネスマッチングフェア2018」ではSDGsに賛同するお取引先の販路開拓をサポートいたしました。

また、お取引先の業界動向や事業内容を分析し、潜在的な課題の洗い出しや課題を共有するための「格付コミュニケーション・サービス」や、将来予想される財務内容から定量格付を予測する「格付シミュレーション・サービス」を実施しております。課題を共有化し、事業性評価に基づく融資・ソリューションを提供することで、地域社会の持続的発展に取り組んでおります。

国際業務では、近畿の地方銀行で唯一の国際統一基準行として、国内営業店と市場国際部、香港支店、上海（中国）・バンコク（タイ）の両駐在員事務所、海外研修生が連携し、お取引先の海外展開をサポートしております。お取引先の海外展開ビジネスの課題解決や国際協力銀行（JIBC）との協調融資など、サポートメニューの充実に努めております。

当行は、今後もお取引先の目指す夢の実現、経営課題の解決に親身に寄り添いながら、「課題解決型金融情報サービス業」への進化を目指してまいります。

### <地域活性化の取り組み>

2018年度は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4年目にあたり、地方創生の一層の深化が進められるなかで、当行は地域活性化に向けて具体的な取り組みを行ってまいりました。

2018年9月、2019年2月には、滋賀大学、滋賀県と共催で「地域ブランド化」に取り組むプラットフォームを形成し、「地域ブランド戦略フォーラム」を開催し、滋賀県全体の地域ブランド力の向上を目指しました。

また、当行は創立85周年記念特別イベントとして「地域への感謝活動」を各地域で実施いたしました。活動には当行役職員延べ1,500名が参加し、これまで当行を支えていただいた地域の皆さまへ感謝の思いを伝えるとともに、歴史や文化を大切にされている方々とともに汗を流すことで、役職員が地域の魅力を再発見いたしました。

当行は、引き続き地域活性化に向けて取り組んでまいります。

### <CSRの取り組み>

当行は、2017年11月に地方銀行で初となる「しがぎんSDGs宣言」を発表し、持続可能な社会の実現に向けた様々な活動を展開しております。「お金の流れで社会を変える」をテーマにSDGs関連融資商品の開発や住宅ローンLGBT対応を開始するなど、金融を通じた社会的課題解決に取り組んでまいりました。

また、琵琶湖畔に本拠を置く企業の社会的使命として、経営に環境を取り込んだ「環境経営」を主軸としたCSRを追求し、地球温暖化防止や生物多様性保全にも努めてまいりました。

当行は引き続き、お取引先をはじめとする全てのステークホルダーとともに、金融の力を通じて持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

### <2018年度の連結業績>

以上のように、当行は、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、2018年度の連結業績は次のとおりとなりました。

まず、預金等（譲渡性預金含む）につきましては、法人預金・個人預金ともに伸び、期末残高は期中1,669億円増加し、4兆9,341億円となりました。

また、貸出金につきましては、地域金融機関の強みを活かして多様な資金ニーズへの対応に努めた結果、期末残高は事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出の全てで増加し、全体で期中1,601億円増加し、3兆7,790億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期末残高は期中53億円増加し、1兆3,520億円となりました。

収益面では、低金利環境の長期化等によって厳しい環境が続いておりますが、株式等売却益を111億99百万円計上したこと等により経常収益は前年度比88億24百万円増加して、985億58百万円となりました。

費用面では、資金調達費用とその他経常費用（貸倒引当金繰入額等）の増加を主因として、経常費用は前年度比74億51百万円増加して、775億44百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年度比13億73百万円増益の210億13百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同7億96百万円増益の146億81百万円となりました。

## <第6次中期経営計画の総括>

2016年4月よりスタートさせました第6次中期経営計画（期間：3年間：2016年4月～2019年3月）において、次の経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。当計画における達成度は次に掲げる表のとおりです。

### ■第6次中期経営計画期間中の挑戦指標

	2019年3月期計画	2019年3月期実績
総預り資産（末残） （総預金＋投資信託＋公共債＋金融商品仲介）	5兆円	5兆1,886億円
総貸出金（末残）	3兆5,000億円	3兆7,958億円
滋賀県内貸出金シェア （商工中金他一部の金融機関を除く）	50%	(※) 48.74%
温室効果ガス排出量削減 （2016年度から2018年度の3年間平均で 2006年度比較30%削減）	30%削減	35.62%削減

※2018年9月期現在の実績数値

### ■長期的挑戦指標（中期経営計画期間に関わらず、実現に向けて長期的に挑戦する指標）

	長期的挑戦指標	2019年3月期実績
株主資本ROE	5%以上	5.77%
OHR	65%未満	76.80%

## (対処すべき課題)

少子高齢化や人口減少の進展に加え、IoTやAIなどの技術革新を背景に、人口構成や社会構造、経済構造の変化が加速的に進むものと思われます。

地方銀行の経営は、今まさに歴史的な転換期を迎えており、従来型の発想や過去のビジネスモデルの延長線上に未来はなく、新たなビジネスモデルの構築が求められております。地方銀行の存在意義は、お取引先と地域社会の持続的発展に尽くすことにあります。金融インフラを担う地域金融機関として、伝統的な金融仲介ビジネスはもとより、日々刻々と変化するお客さまのニーズや社会的要請に応える新たなサービス、付加価値を提供していく必要があります。

このような状況のなか、当行は、第7次中期経営計画「未来を描き、夢をかなえる」(期間5年間：2019年4月～2024年3月)を策定し、目指す姿を「Sustainability Design Company」といたしました。

自らが「課題解決型金融情報サービス業」へ進化し、SDGsをビジネスにつなげ、社会的課題解決により持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。そして、目指すべき地域社会の姿「自分らしく未来を描き、誰もが幸せに暮らせる社会」を創造していきたいと考えております。

当行はこの計画の実践を通じて、地域、お客さまの成長を牽引し、CSR憲章(経営理念)に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	958	901	897	985
経常利益	225	212	196	210
親会社株主に帰属する当期純利益	155	148	138	146
包括利益	△14	314	388	△10
純資産額	3,467	3,742	4,079	4,022
総資産	50,254	55,395	58,750	61,152

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	43,353	45,197	46,896	48,546
定期性預金	20,685	21,121	21,057	20,726
その他	22,668	24,076	25,839	27,819
貸 出 金	32,675	34,724	36,314	37,958
個人向け	8,290	8,587	8,883	9,272
中小企業向け	13,455	14,521	15,525	16,075
その他	10,928	11,615	11,905	12,610
商品有価証券	2	3	3	1
有 価 証 券	14,275	14,683	13,500	13,552
国 債	4,182	4,022	2,435	2,622
その他	10,092	10,661	11,065	10,929
総 資 産	50,016	55,173	58,570	61,004
内国為替取扱高	199,482	193,864	199,711	203,490
外国為替取扱高	百万ドル 2,113	百万ドル 2,575	百万ドル 2,607	百万ドル 2,868
経 常 利 益	百万円 20,889	百万円 19,230	百万円 17,633	百万円 19,802
当 期 純 利 益	百万円 14,794	百万円 13,939	百万円 12,459	百万円 14,217
1株当たりの当期純利益	円 銭 56 83	円 銭 53 54	円 銭 239 29	円 銭 273 33

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たりの当期純利益は2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,290人	2,354人

- (注) 1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 使用人数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,184人を含んでおりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### 銀行業

##### (イ) 営業所数の推移

当行：

国内：132店（前年度末136店）

主要な営業所：本店、京都支店、大阪支店、東京支店ほか

海外：1店（前年度末1店）

主要な営業所：香港支店

国内の営業所数には、当行の100%出資子会社である銀行代理店の営業所25店（前年度末29店）を含んでおります。また、上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所）、店舗外現金自動設備を163か所（前年度末160か所）設置しております。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,555か所（前年度末22,819か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,377か所（前年度末12,894か所）、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,441か所（前年度末 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備12,783か所）、それぞれ設置しております。

しがぎんコンピュータサービス株式会社：大津本社

しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社

株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社

株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社

しがぎんリース・キャピタル株式会社：9営業所（主要な営業所：大津本社ほか）

株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社

しがぎんキャッシュサービス株式会社：大津本社

滋賀保証サービス株式会社：大津本社

## (D) 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を6か所新設、3か所廃止いたしました。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を1,588か所新設、852か所廃止、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を408か所新設、925か所廃止、株式会社ローソン銀行（前年度は株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス）との提携による店舗外現金自動設備を1,065か所新設、407か所廃止いたしました。

## (H) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町1番38号	—

## (I) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,754
---------	-------

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗用地の購入	11
店舗等の新設・改修	347
事務機器等の購入	956
コンピュータ（ソフトウェア）開発・購入	439
合 計	1,754

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

## イ 親会社の状況

該当事項はありません。

## ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議 決 権 比 率	その他
しがぎん コンピュータ サービス株式会社	大津市浜町 1番38号	事 務 計 算 受 託 業 務	1977年 4月1日	百万円 20	100 %	
しがぎん ビジネスサービス 株 式 会 社	大津市浜町 1番38号	事務代行業務、 不動産管理業務	1979年 7月11日	40	100	
株式会社しがぎん 経済文化センター	大津市浜町 1番38号	コンサルティング 業 務	1984年 3月21日	10	100	
株 式 会 社 滋 賀 ディーシーカード	大津市浜町 1番10号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務、 信 用 保 証 業 務	1985年 4月1日	30	100	
し が ぎ ん リース・キャピタ ル 株 式 会 社	大津市浜町 4番28号	リ ー ス、 投 資 業 務	1985年 5月1日	31	100	
し が ぎ ん 代理店株式会社	大津市浜町 1番38号	銀行代理店業務	1986年 8月1日	40	100	
株式会社しがぎん ジェーシービー	大津市浜町 1番10号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務	1991年 4月4日	30	100	
し が ぎ ん キャッシュユ サービス株式会社	大津市浜町 1番38号	現金精査・整理、 ATM管理業務	1993年 7月9日	10	100	
滋 賀 保 証 サービス株式会社	大津市浜町 1番38号	信用保証業務、 貸出担保評価 ・ 管 理 業 務	2004年 4月1日	60	100	

- (注) 1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記9社は、連結子会社であります。  
 3. 上記以外に非連結の子会社及び子法人等（持分法非適用）が4社あります。

## 〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大道良夫	取締役会長		
高橋祥二郎	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
今井悦夫	専務取締役（代表取締役） 審査部・業務統轄部担当		
大野恭永	常務取締役 経営管理部・人事部担当		
若林岩男	常務取締役 秘書室・市場国際部担当		
西基宏	常務取締役 京都支店長		
西藤崇浩	常務取締役 営業統轄部・システム部担当		
久保田真也	常務取締役 総合企画部・総務部担当		
北川正義	取締役 東京支店長		
辻田素子	取締役（非常勤） （社外取締役）	・龍谷大学経済学部 教授	
安井肇	取締役（非常勤） （社外取締役）	・株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長	
林一義	監査役（常勤）		2018年6月26日 常務取締役辞任
長谷川雅人	監査役（常勤）		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西川 聰	監査役（非常勤） （社外監査役）		
松井 保仁	監査役（非常勤） （社外監査役）	・弁護士法人錦橋法律事務所 社員	

（注）取締役辻田素子氏、取締役安井肇氏、監査役西川聰氏並びに監査役松井保仁氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（当年度中に退任した役員）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
林 一 義	常務取締役 総務部・審査部担当		2018年6月26日 辞任により退任
森 本 勝	取締役 本店営業部長		2018年6月26日 辞任により退任
西澤 由紀夫	監査役（常勤）		2018年6月26日 期間満了により退任

（注）当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(金額単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13人	260 (一)
会 計 参 与	—	— (一)
監 査 役	5人	54 (一)
執 行 役	—	— (一)
計	18人	315 (一)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の金額は合計24百万円（うち報酬以外の金額（使用人賞与）10百万円）であります。  
 3. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。  
 4. 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は504百万円（月額42百万円）であります。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は100百万円であります。  
 5. 上記の報酬等の金額には、当該事業年度に計上した取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等29百万円（取締役11名）を含んでおります。  
 6. 役員報酬の額又は算定方法の決定方針

## ①内容

社内取締役の報酬は、(a) 役位を基に役割や責任に応じて支給する固定報酬、及び (b) 中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため支給する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬で構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

## ②決定方法

固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲で取締役会の決議により決定しております。加えて、(a) 社内取締役の固定報酬は、業績向上へのインセンティブを高めるため、当該業績の最終結果を表す「親会社株主に帰属する当期純利益」の前年度実績に応じて各年度で増減させ、業績に応じた報酬としております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
辻 田 素 子 安 井 肇 西 川 聰 松 井 保 仁	・ 社外取締役及び社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
辻 田 素 子	龍谷大学経済学部 教授
安 井 肇	株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長
松 井 保 仁	弁護士法人三宅法律事務所 社員 (2019年1月22日退社) 弁護士法人錦橋法律事務所 社員

- (注) 1. 辻田素子氏が教授を務める龍谷大学とは特筆すべき取引関係はありません。
2. 安井肇氏が代表取締役を務める株式会社安井アソシエイツとは特筆すべき取引関係はありません。
3. 松井保仁氏が社員を務める弁護士法人三宅法律事務所 (2019年1月22日退社) とは特筆すべき取引関係はありません。
4. 松井保仁氏が社員を務める弁護士法人錦橋法律事務所とは特筆すべき取引関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
辻田素子	3年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）、臨時取締役会1回中1回出席（出席率100%）しております。	取締役会では大学教授として専門的な知識と地域経済及び中小企業に関する知見を活かして発言を行っております。
安井肇	1年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）、臨時取締役会1回中1回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験や金融の専門的な知見を活かして発言を行っております。
西川聰	6年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）、臨時取締役会1回中1回出席（出席率100%）しております。また監査役会へは定例監査役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に大蔵省（現財務省）と他の法人における行政及び経営の豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
松井保仁	1年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）、臨時取締役会1回中1回出席（出席率100%）しております。また監査役会へは定例監査役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に弁護士として会社法等の法律の専門的な知識と豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
社外取締役	2人	13 (—)	—
社外監査役	2人	13 (—)	—
報酬等の合計	4人	26 (—)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
発行済株式の総数 53,090千株
- (2) 当年度末株主数 10,948名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,167 千株	4.23 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,127	4.16
日本生命保険相互会社	1,610	3.15
明治安田生命保険相互会社	1,599	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,502	2.93
滋賀銀行従業員持株会	1,214	2.37
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,180	2.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,169	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,149	2.24
JP MORGAN CHASE BANK 385151	815	1.59

(注) 持株比率は、自己株式（1,954千株）を控除して計算しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松崎 雅則 指定有限責任社員 鈴木 朋之 指定有限責任社員 河越 弘昭	65	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。  (会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容) 自己資本比率算定プロセスの助言、指導業務

- (注) 1. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は75百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

#### ロ 銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当事項はありません。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

- 7 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。
- 8 親会社等との間の取引に関する事項  
該当事項はありません。
- 9 会計参与に関する事項  
該当事項はありません。
- 10 その他  
該当事項はありません。

## (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	811,032	預 金	4,849,187
コーロローン及び買入手形	4,022	譲 渡 性 預 金	84,955
買 入 金 銭 債 権	4,624	コーロマネー及び売渡手形	49,989
商 品 有 価 証 券	172	債券貸借取引受入担保金	218,995
金 銭 の 信 託	15,323	借 用 金	367,480
有 価 証 券	1,352,017	外 国 為 替	93
貸 出 金	3,779,056	新 株 予 約 権 付 社 債	22,198
外 国 為 替	8,625	そ の 他 負 債	42,057
そ の 他 資 産	82,705	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,810
有 形 固 定 資 産	56,033	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8
建 物	15,323	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	502
土 地	37,925	利 息 返 還 損 失 引 当 金	30
建 設 仮 勘 定	172	偶 発 損 失 引 当 金	195
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,612	繰 延 税 金 負 債	42,653
無 形 固 定 資 産	2,389	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7,110
ソ フ ト ウ ェ ア	2,219	支 払 承 諾	25,776
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	170	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>5,713,043</b>
繰 延 税 金 資 産	665	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返 金	25,776	資 本 金	33,076
貸 倒 引 当 金	△27,174	資 本 剰 余 金	24,536
		利 益 剰 余 金	209,664
		自 己 株 式	△5,921
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>261,356</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	130,613
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,895
		土 地 再 評 価 差 額 金	11,357
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,665
		<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計</b>	<b>140,741</b>
		新 株 予 約 権	129
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>402,227</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>6,115,271</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>6,115,271</b>

〔2018年4月1日から  
2019年3月31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		98,558
資金運用収益	51,468	
貸出金利	37,704	
有価証券利息	13,487	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
預け金	135	
その他の受入利息	106	
役務の取引等収益	14,957	
その他の業経常収益	17,975	
償却の他の権利取立	569	
その他の経常収益	13,587	
経常費用		77,544
資金調達費用	7,147	
預讓渡性預金	2,585	
コールマネー利息及び売渡手形利息	40	
債券貸借取引支払利息	427	
借入金の支払利息	1,219	
その他の支払利息	2,261	
役務の取引等費用	613	
その他の業経常費用	5,082	
倒引当金の繰入額	16,537	
その他の経常費用	41,972	
貸倒引当金の繰入額	6,804	
その他の経常費用	3,447	
繰入額	3,357	
経常利益		21,013
特別利益		28
固定資産処分益	28	
特別損失		43
固定資産処分損失	43	
税金等調整前当期純利益		20,998
法人税、住民税及び事業税	5,732	
法人税、住民税等調整額	584	
法人税等調整額		6,317
当期純利益		14,681
親会社株主に帰属する当期純利益		14,681

# 第132期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	810,987	現金	4,854,675
現預	33,213	当座	213,183
預け	777,774	普通	2,364,858
コ	4,022	定期	22,333
買	4,624	預金	57,364
商	172	金	2,072,692
商	153	金	124,242
金	18	金	97,905
有	15,323	金	49,989
国	1,355,272	金	218,995
地	262,298	替	361,363
社	216,869	替	361,363
株	377,421	債	93
そ	233,151	債	85
の	265,530	等	8
他	3,795,860	用	22,198
出	12,684	益	26,359
引	103,164	金	3,049
形	3,289,117	品	4,802
書	390,894	債	867
座	8,625	金	1,914
為	7,553	品	8,115
店	0	債	7,610
預	1,071	金	5,521
為	46,791	金	502
替	22	債	195
け	4,487	債	41,330
替	2,869	債	7,110
用	39,411	諾	25,776
益	55,737	計	5,712,017
産	15,163	<b>(純資産の部)</b>	
物	37,836	資本	33,076
地	161	本	23,942
定	2,576	剰	23,942
産	2,367	余	199,723
ア	2,203	備	9,134
産	163	余	190,589
返	25,776	備	400
金	△ 25,086	積	174,793
		立	15,395
		余	△ 5,921
		式	250,821
		計	130,046
		金	△ 3,895
		計	11,357
		債	137,508
		権	129
		純	388,459
		資	6,100,476
		産	6,100,476
		の	
		部	
		合	
		計	
		負	
		債	
		及	
		び	
		純	
		資	
		産	
		の	
		部	
		合	
		計	

# 第132期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 資	常 運 用 収 収		83,429
貸 有 口 預 せ	金 出 証 券 金 利 息 一 受 等 手 務 売 取 入	52,423	
役 受 せ	価 一 の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	37,693	
そ 外 商 国 所	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	14,461	
そ 償 株 金 所	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	33	
経 資	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	135	
預 讓 口 債 借 金 所	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	98	
役 支 せ	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	12,446	
そ 国 国 金 所	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	3,201	
営 せ	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	9,245	
貸 貸 株 株 金 所	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	4,471	
特 固 特 固 税 法 法 法 当	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	530	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	3	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	3,936	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	1	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	14,088	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	569	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	11,199	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	32	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	2,286	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	<u>7,116</u>	63,627
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	2,586	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	40	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	427	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	1,219	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	2,229	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	587	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	25	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	5,467	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	637	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	4,830	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	4,180	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	1,489	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	361	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	2,328	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	0	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	40,378	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	6,484	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	3,136	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	794	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	1,454	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	370	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	230	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	497	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	<u>19,802</u>	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	28	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	42	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	<u>42</u>	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	4,981	19,788
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	588	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	<u>5,570</u>	
	の 務 入 の の 国 品 債 の の 却 式 銭 の 常 調 達 費	14,217	

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 滋 賀 銀 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 朋 之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河 越 弘 昭 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 滋賀銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅 則	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 朋 之	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河越 弘 昭	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社 滋賀銀行 監査役会

常勤監査役	林	一	義	㊟
常勤監査役	長谷川	雅	人	㊟
社外監査役	西川		聰	㊟
社外監査役	松井	保	仁	㊟

以上



# 株主総会会場のご案内

場所／大津市浜町1番38号  
当行本店2階ホール  
電話077-521-9530(代表)



交通：JR 大津駅下車徒歩12分

京阪 びわ湖浜大津駅下車徒歩5分

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。